

契約に関する書面

日本ドッグセラピスト協会の開催する「ドッグセラピストアドバイザー講座」に関しましては国の定める「特定継続的役務」業種に含まれず、書面交付義務、クーリングオフ制度、途中解約の規制にはあてはまりません。

しかし、自主的に下記内容を定めております。ご確認下さいませ。

◆クーリングオフについて

・申し込みの意思を、日本ドッグセラピスト協会へ提出から8日以内の場合、書面にて受け付けます。
その際返金に生ずる振込み手数料はご負担願います

◆途中解約について

上記記載内容に伴い、講座授業がスタートした場合の途中解約・クーリングオフは原則的にお受けいたしかねます

やむをえぬ事情で通学が無理な場合は、受講延長保障期間を6ヶ月間とし 期間内での再受講をしていただけます。その際は書面提出にて 期間延長をお受け致します。

もしくは、やむをえぬ事情で授業単位が不足していても 各養成講座認定テストの受講を可能とし判定を行いその結果にそって合否を決定し、認定書の発行を致します。

※休学をご希望の場合は書面にて休学予定期間を記載の上、JDTA事務局までご送付下さい。記載の期限を超える場合はその都度更新下さい。 原則的に最大1年間延長出来ます。

補足事項

上記の内容を理解し、承諾致しました

平成 年 月 日

入学本人署名 _____ (印)